

天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業

業務委託プロポーザル（公募型）

実 施 要 領

令和 7 年 6 月

相馬市産業部商工観光課

目 次

- 1 趣旨
- 2 業務の目的
- 3 一般事項
 - (1) 業務名称
 - (2) 業務内容
 - (3) 履行期間
 - (4) 金額上限
 - (5) 執行者
 - (6) 選定方式
 - (7) 事務局
- 4 プロポーザル参加要件
- 5 委託候補者の選定
 - (1) 審査方式
 - (2) 審査基準
 - (3) 評価方法
 - (4) 審査結果等の公表
 - (5) 業務の委託
- 6 プロポーザル実施の手続き等
 - (1) 実施スケジュール
 - (2) 実施要領等の入手
 - (3) 質問等
 - (4) 企画提案申請書及び企画提案書
 - (5) プレゼンテーション
- 7 失格の事由
- 8 著作権、特許権等及び提出書類等の取扱い
- 9 その他

1 趣旨

本要領は、天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務の委託事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

近年、松川浦漁港で水揚げが増加している天然トラフグ「福とら」をメイン商材として、通年で相馬市の観光プロモーションを実施し、本市を訪れるきっかけづくりとALPS処理水の海洋放出による風評の影響を生じさせない地域を目指すとともに、東日本大震災や度重なる災害から復興し、地域自らが「稼ぐ力」を養うことを目的とする。

また、風評払拭のためには、実際に本市に足を運び宿泊してもらい、地域の観光資源や海産物を楽しんでもらうことが効果的であると考えられる。新型コロナウイルス感染症流行以降、増加している個人旅行客をターゲットに天然トラフグ「福とら」等の海産物の魅力等を訴求し、宿泊者数の増加を図る。併せて、今後、増加が見込まれるインバウンド需要への環境整備も進めていく。

3 一般事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名称 | 天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで |
| (4) 金額上限 | 13,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 執 行 者 | 相馬市長 立谷 秀清 |
| (6) 選定方式 | 公募型プロポーザル方式を採用する。与えられた条件下において参加者の「提案」を通して評価し、委託候補者を選定する。 |
| (7) 事 務 局 | 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町55番地の1
相馬市産業部商工観光課（相馬市千客万来館内）
T E L : 0244-26-4848
F A X : 0244-26-4343
E-Mail : sg-syoko@city.soma.lg.jp |

4 プロポーザル参加要件

本プロポーザル参加者は、当該業務を効果的かつ効率的に実施できるものであり、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) プロポーザルの提出期限において、本市及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 本業務と類似の業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

5 委託候補者の選定

(1) 審査方式

審査委員会が定めた審査基準に基づき、審査委員会において提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託候補者に選定する。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。

また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して委託候補者として適否を判断する。

なお、審査委員会は非公開とし、選考結果等についての異議申立は認めない。

(2) 審査基準

区分	審査項目	配点
企画提案の優位性	・業務の目的及び業務内容を十分理解し、達成できるか。	20
	・閑散期の集客促進に寄与するものとなっているか。	20
	・参加意欲を喚起する広告内容となっているか。	20
	・独自の提案や工夫はあるか。	10
企画提案の実施可能性	・業務を遂行するために必要な人数が確保されているか。	10
	・実施スケジュールは適切か。	
	・過去の同種または類似の業務実績はあるか。	10
必要経費	・業務内容に見合った適切な見積額であるか。	10
合計		100

(3) 評価方法

審査項目ごとに以下の評価基準により評価点をつける。なお、企画提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

評価基準 配点	特に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
10	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
20	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1

(4) 審査結果等の公表

審査結果等については、審査後、速やかに参加者宛てに通知するとともに、委託候補者の名称等を相馬市ホームページに掲載する。

(5) 業務の委託

- ア 選定された第1位候補者を、当該委託候補者とする。
- イ その者との契約が成立しない場合は、次点候補者と交渉を行う。
- ウ 委託候補者と相馬市は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。

6 プロポーザル実施の手続き等

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表：令和7年6月2日（月）
- イ 実施内容等に関する質問書の提出期限：令和7年6月9日（月）
- ウ 質問に対する回答：令和7年6月12日（木）
- エ 企画提案申請書・企画提案書の提出期限：令和7年6月18日（水）
- オ プレゼンテーション：令和7年6月25日（水）（予定）
- カ 審査結果の通知・公表：令和7年6月下旬（予定）
- キ 契約の締結：令和7年7月上旬（予定）

(2) 実施要領等の入手

本プロポーザルの参加方法等を含む実施要領等は、相馬市ホームページから入手すること。

(3) 質問等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、簡易なものを除き、以下に基づき質問書（様式2）を提出すること。

- ア 提出場所：相馬市産業部商工観光課（千客万来館）
土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出期限：令和7年6月9日（月）午後5時まで
- ウ 提出方法：持参または電子メールにより行うものとする。
E-Mail：sg-syoko@city.soma.lg.jp
※送信後、確認のために必ず電話連絡すること。

- エ 回 答：令和7年6月12日（木）

なお、質問に対する回答は、競争上の地位やその他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、相馬市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案申請書及び企画提案書

本プロポーザルの参加者は、以下に基づき書類を作成し提出すること。

なお、本プロポーザルの参加者は、『天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務委託プロポーザル（公募型）実施要領』及び『天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務委託仕様書』に基づき提案すること。

ア 提出期限：令和7年6月18日（水）午後5時必着

イ 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

ウ 提出場所：〒976-8601 福島県相馬市中村字北町55番地の1

相馬市産業部商工観光課（相馬市千客万来館内）

土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

エ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

封書には「提案書在中」と朱書きすること。

オ 提出書類：①企画提案申請書（様式1）

②企画提案書(任意様式とするが次の内容を含めて作成すること。)

□仕様書 4.委託業務の内容

・業務目的への理解と、取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること

・各項目に沿った実施内容について具体的な提案を行うこと。

□業務遂行体制

・本業務を円滑かつ効果的に遂行できる体制を記載すること。

□全体スケジュール

□その他提案事項

・予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は具体的な独自提案を行うこと。

□見積書

・必要な項目ごとに可能な限り細かく区別すること。

・合計金額は税込み金額を明示すること。

□類似業務実績

③提案者の概要が分かるもの（会社案内、収支決算等）

カ そ の 他：①申請書を提出したものは、この実施要領、仕様書等の記載内容に同意したものとみなす。

②提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

③責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

④複数の企画提案書等の提出は認めないものとする。

（５）プレゼンテーション

ア 開催日程：令和7年6月25日（水）午後（予定）

※詳細な時間等は、参加者に別途連絡する。

- イ 開催場所：相馬市役所 1階 第2委員会室
- ウ 参加人数：3 人以内
- エ プレゼンテーション所要時間：30 分以内(説明20 分以内、質疑応答5 分程度)

7 失格の事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加者は失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 本要領及び仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

8 著作権、特許権等及び提出書類等の取扱い

- (1) 著作権、特許権等

提出された提案書等の著作権等は、それぞれプロポーザル参加者に帰属する。

なお、第三者の著作権等の使用の責は、使用したプロポーザル参加者に全て帰属する。

- (2) 提出書類等の取扱い

ア 市は、本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときに、参加者の承諾を得ずに、提案書等は無償で使用できるものとする。

イ 市は、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類を複製制作することがある。

ウ 提出された書類等は返却しない。

9 その他

- (1) プロポーザル参加者が本件企画提案に要した全ての経費については、全て参加者が負担するものとする。
- (2) 提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とする。
- (3) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。